

ID: 179

担当部署: まちづくり振興課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	村田町豪農の館条例 第8条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成27年条例第7号		
<b>【基準】</b>			
第8条第1項の規定による。 (使用料)			
第8条 豪農の館の使用料は、別表のとおりとする。			
2 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより使用することができなくなった場合、その他正当と認める理由がある場合は、この限りでない。			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和3年4月2日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日